

財務省告示第二百八十四号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平  
 成十八年六月二十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十八年七月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日
利付国庫債券（十年）（第二百八 十回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七条第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金積 立基金管理運用独立行政法人に寄 託された資金による引受け	額面金額で千六百四十億円	千六百四十億三千二百八十万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十八年六月二十日

十二 十一 十  
初利 行  
期利 価  
子率 格

額面金額百円につき百円二銭  
年一・九パーセント  
平成十八年十二月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十四号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三  
後第  
の二  
期子 以  
償還 限  
償還 額  
元利 支  
払場 所  
払込 期  
期日

毎 年 六 月 二 十 日 及 び 十 二 月 二 十  
日 を 支 払 期 と し、 各 支 払 期 に お  
い て、 その 日 以 前 六 月 間 に 属 す  
る 利 子 を 支 払 う。  
平 成 二 十 八 年 六 月 二 十 日  
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円  
日 本 銀 行  
平 成 十 八 年 六 月 二 十 日